

総合評価方式に関する「よくある質問」

項目	番号	質問	回答	備考
府中市発注の同種工事の成績評定	1	3月に公告、4月に開札がある案件について、工事成績の対象案件はどの年度のものか。	公告日を基準として、公告日の前年度までの3年間のうち直近2件の工事を対象とします。（例：令和4年3月30日公告の案件では、平成30年度から令和2年度に工期末を迎えた工事が対象）	
同種工事の優秀工事表彰	2	東京都都市づくり公社で表彰を受けた場合は対象となるか。	東京都または都内市町村の加点に該当します。その場合は、表彰を受けたことが分かる書類の写しと当該工事の工種が分かる書類をご提出ください。	
下請業者の所在地	3	対象となる下請業者は2次・3次下請も含まれるか。	元請業者が直接契約する1次下請のみが対象です。	
	4	資材購入の契約などは下請の対象となるか。	資材購入、ガードマンや交通誘導員、運搬業務等の契約は対象外とします。そのため、これらの費用は元請施工分に含まれることとなります。下請業者の対象となるのは、元請業者が工事請負契約を締結する下請業者のみとなります。	
ボランティア	5	市の委員会や地域の協議会などに所属している場合、加点対象となるか。	会議などへの参加のみでは加点対象になりません。また、所属していても、活動実態がない場合や有償の場合も加点対象となりません。	加点対象となる場合でも、いずれも3年以上継続して活動していることが条件です。
	6	消防団への加入は加点対象となるか。	有償のため加点対象となりません。	
	7	所属している団体の活動としてボランティアを行っている場合はどのような資料が必要か。	原則として、団体発行の証明書等の提出をお願いします。発行が難しい場合には別途ご相談ください。	
	8	「子ども緊急避難の家」に登録している場合は加点対象となるか。	事務所を登録している場合には加点対象とします。	
	9	寄付や募金をすることは加点対象となるか。	加点対象になりません。	
	10	例えば清掃活動を自社単独で行っているほかに自治会や市の活動としても行うなど、同一の活動内容を複数の取組で行っている場合、2点加点されるか。	同一の活動内容であれば、加点は1点となります。	
	11	清掃と除草をそれぞれ別の活動として申請できるか。	清掃と草刈り（除草）の2つの活動を行っている場合は、場所や属している団体などが異なっていたとしても、同じ清掃活動として、加点は1点とします。	

障害者手帳	12	障害者手帳の定義は。	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（愛の手帳を含む）とします。なお、等級は問いません。	
-------	----	------------	--	--